

判決概要⑦ (R6.4.19 東京高裁判決)

1. 第一審の概要	
判決日	令和 3 年 6 月 2 日 (事件番号 : 平成 25 年 (ワ) 第 376 号、平成 26 年 (ワ) 第 134 号、同第 520 号、平成 28 年 (ワ) 第 71 号)
裁判所	新潟地方裁判所 (第 1 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 篠原礼、[裁判官] 谷田好史、関亮熙
一番原告らの請求内容の概要	<p>本件事故が発生し、これにより居住地から自身若しくは家族が新潟県へ避難を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったと主張する者又はその相続人である原告らが、被告らに対し、被告東電については主目的には民法 709 条に基づき、予備的には原賠法 3 条 1 項に基づき、被告国については国賠法 1 条 1 項に基づき、それぞれ損害賠償義務を負うところ、両者には客観的共同関連性が認められるとして更に民法 719 条 1 項に基づき、連帯して、慰謝料等の支払いを求めた事案。</p> <p>※ (出典) 地裁判決正本における「第 2 部 事案の概要等 > 第 1 章 事案の概要」</p>
2. 控訴審の概要	
判決日	令和 6 年 4 月 19 日 (事件番号 : 令和 3 年(ネ)第 3362 号)
裁判所	東京高等裁判所 (第 5 民事部)
裁判官	[裁判長裁判官] 木納敏和、[裁判官] 和久田道雄、真辺朋子
判決の概要 (損害論)	<p>○被侵害利益ないし損害額 (慰謝料額) の算定方法について :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)自主的避難等対象区域に居住していた一番原告については、本件事故によって避難を余儀なくされたことが認められ、本件事故と相当因果関係を有する損害の賠償を請求することができることと解され、また、(2)福島第一原発から約 80km の距離に位置する県南地域に居住していた一番原告については、本件事故直後に十分な情報が得られない中で避難を開始することには合理性が認められる (P22~23) 。 ・そして、避難を継続することについての合理性が認められる期間は、子供及び妊婦以外については、平成 23 年 12 月末日までを、子供及び妊婦については、一般に放射性物質に対する感受性が高いとされていることから、放射線被ばくへの一層の不安や恐怖を抱くことは合理的であると認められ、平成 24 年 8 月末日を避難の合理性が認められる終期とすることが相当である (P22~23) 。 ・平穏生活権が侵害されたことによる損害の程度については、当該生活の本拠としていた地域への帰還の可否、その前提となる当該地域の空間放射線量の推移、当該地域での社会経済活動の状況、当該地域からの避難者数やその人口に占める割合等を総合的に考慮して判断するのが相当である (P24) 。 <p>○損害額 (慰謝料額) について :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)自主的避難等対象区域と(2)県南地域を区別したうえで、更に①子供及び妊婦以外 (一般) と②子供及び妊婦に分けて算出 (P24~25) 。

	<p>(1)自主的避難等対象区域</p> <p>①一般 30～50 万円</p> <p>②子供・妊婦 4～80 万円</p> <p>(2)県南地域</p> <p>①一般 15 万円</p> <p>②子供・妊婦 30 万円</p> <p>○中間指針について：</p> <p>・裁判所は原賠審が示した中間指針に拘束されるものではないが、紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めたものとして中間指針が示されたことや、実際に、中間指針に基づいて、同種紛争について和解等による解決がなされていること、第五次追補は、本件訴訟と同種の事案についての本件事故に関する別の複数の損害賠償請求訴訟の確定判決の結果を考慮して示されたものであることなどに照らすと、判断の内容において参酌することができる（P24）。</p>
3. 最高裁決定の概要	
決定日	令和8年1月22日（事件番号：令和6年(オ)第1781号、令和6年(受)第2300号）
裁判所	最高裁判所（第一小法廷）
裁判官	[裁判長裁判官] 安浪亮介、[裁判官] 岡正晶、宮川美津子、中村愼
決定の内容 （上告/上告受理申し立て）	[国] 上訴せず [東電] 上訴せず [原告] 上告棄却/上告不受理

(参考) 認定慰謝料額と東電基準、中間指針ないし中間指針第五次追補及び確定 7 判決の認容額との比較

	自主的避難等対象区域	県南地域
認定慰謝料額	一般：30～50 万円 子供・妊婦：4～80 万円	一般：15 万円 子供・妊婦：30 万円
第五次追補を踏まえた 東電基準	一般：20 万円 子供・妊婦：52 万円	一般：10 万円 子供・妊婦：28 万円
中間指針ないし 中間指針第五次追補	一般：20 万円 子供・妊婦：40 万円	対象外
確定 7 判決での 認定額	一般：8～70 万円 子供・妊婦：40～146 万円	一般：13～30 万円 子供・妊婦：34～50 万円

※個別事情は別途考慮し、期間内に原告らの性質に変更があった場合には個別算出。